



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 告示		
20 生活保護法による指定医療機関の廃止	（福祉保健総務課）	1
21 〃	（ 〃 ）	2
22 〃	（ 〃 ）	2
23 生活保護法による指定施術機関の廃止	（ 〃 ）	2
24 生活保護法による医療機関の指定	（ 〃 ）	3
25 〃	（ 〃 ）	3
26 生活保護法による指定施術機関の変更	（ 〃 ）	3
*27 平成2年和歌山県告示第495号（母子保健法施行細則の規定により徴収する額）の一部改正	（子ども未来課）	4
28 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	5
29 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	5
30 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	5
31 保安林の指定予定の通知	（森林整備課）	5
32 道路の区域変更	（道路保全課）	6
33 〃	（ 〃 ）	6
34 道路の供用開始	（ 〃 ）	7
35 道路の位置の指定	（都市政策課）	7
36 〃	（ 〃 ）	7
○ 公告		
使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦	（労働政策課）	7
和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定	（港湾空港振興課）	8
和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者の指定	（ 〃 ）	8
和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者の指定	（ 〃 ）	9
○ 監査公表		
監査公表第1号		9
○ 諸報		
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定	（教育委員会）	13

告 示

和歌山県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西病 7-47	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成 23.10.31
東病 8-17	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	平成 23.11.1
岩歯 3-23	保澤歯科医院	岩出市山594-2 シャルマンF1階	平成 23.11.30

和歌山県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 52-21	かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1 朝日ヶ丘センタービル103号	平成 23.9.30
伊薬 13-6	ファミリア薬局	伊都郡九度山町九度山1409	平成 23.10.31
橋薬 25-14	けやき薬局	橋本市城山台2丁目45番地69号	平成 23.11.30

和歌山県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西薬 28-23	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	平成 23.10.31
田薬 55-23	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	平成 23.10.31
田薬 56-23	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	田辺市下三栖1257-7	平成 23.10.31

和歌山県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田柔 32-20	轟木龍一郎	すこやか整骨院	田辺市あけぼの44-10	平成 23.10.31

和歌山県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東病 9-23	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691番地7	平成 23.11.1

和歌山県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 30-23	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	平成 23.11.1
田薬 57-23	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	平成 23.11.1
田薬 58-23	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	田辺市下三栖1257の7	平成 23.11.1
紀薬 9-23	ジップドラッグ長山薬局	紀の川市貴志川町長山245番1	平成 23.11.17
海南薬 38-23	オードラッグスーパーセンター海南薬局	海南市築地1-1	平成 23.12.1

和歌山県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	変更事項（施術者氏名）		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	新	旧			

岩柔 11-21	加藤剛	佐々木いずみ	上住整骨院	岩出市清水487-1	平成 23. 7. 12
-------------	-----	--------	-------	------------	-----------------

和歌山県告示第27号

平成2年和歌山県告示第495号（母子保健法施行細則の規定により徴収する額）の一部を次のように改正し、平成24年1月1日以後の給付に係る費用から適用する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徴収基準額表中

	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収月額の決定の特例</p> <p>(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。ただし、D14階層を除く。 基準月額×その月の入院期間/その月の実日数</p> <p>(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。</p> <p>6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。</p> <p>7 災害等の特別の理由により基準額により難いときは、知事の定めるところによる。</p>
--	---

を

備考

	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収月額の決定の特例</p> <p>(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。ただし、D14階層を除く。 基準月額×その月の入院期間/その月の実日数</p> <p>(3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。</p> <p>6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。</p> <p>7 災害等の特別の理由により基準額により難いときは、知事の定めるところによる。</p>
--	---

に

改める。

和歌山県告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000 274	障害者総合社会復帰施設あるぺじお	橋本市野5-1	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 荀憇会	橋本市野5-1	平成 24. 1. 1	平成 29. 12. 31

和歌山県告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031500 188	相談支援事業所歩（あゆむ）	有田市宮原町須谷487-3	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社日進月歩	有田市宮原町須谷487-3	平成 24. 1. 1	平成 29. 12. 21

和歌山県告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
オードラッグスーパーセンター海南薬局	海南市築地1-1	—	林伸昭	平成 24. 1. 1

和歌山県告示第31号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町西字小口265、字暮ヶ谷266の1、266の2、字中根289から92まで、293の1、301の1、301の4、301の5、317の1、317の2、332の3
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小口265・字暮ヶ谷266の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字中根301の1、301の4

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字下墓尾110番1地先から同町動木字保場125番11地先まで	新	15.39 } 22.95	122.80	

和歌山県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市和田字大内谷694番1地先から同市和田字大内谷695番1地先まで	旧	3.10 } 9.70	108.20	

和歌山県告示第34号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市下万呂字片山245番8地先から同市秋津町字安井131番1地先まで

供用開始の期日 平成24年2月6日 12:00

和歌山県告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3141	橋本市小峰台一丁目33番6の一部	奈良県御所市大字東松本311番地の6 奈良ミユキハウス建設株式会社 代表取締役 藤元幸	平成 23.12.19	6.62	3.78
				6.62	1.95
				7.62	
				7.62	5.37

和歌山県告示第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3160	有田市新堂字天神206番1の一部、206番5の一部	和歌山市三番丁85番地 株式会社中央メンテナンス 代表取締役 吉松博美	平成 23.12.27	5.50	35.00

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成24年1月13日

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

使用者委員又は労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成24年1月13日から同年2月17日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を含め定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

公 告

和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)第17条の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設(物揚場、棧橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用地、漁港環境整備施設、駐車場)
- 2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦
和歌山県和歌山市新和歌浦5番23号
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)第10条の規定により、和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定の対象施設

- (区域) 陸域面積19,105㎡ 水域面積28,355㎡
(建物等) 鉄骨造一部2階建 延床面積317.66㎡
鉄骨造2階建 延床面積328.00㎡

鉄骨造2階建 延床面積642.97㎡

- 2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ
和歌山県和歌山市毛見1514番地
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第10条の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設
（区域）陸域面積21,418㎡ 水域面積43,598㎡
（建物等）鉄骨造2階建 延床面積890.91㎡
- 2 指定管理者 株式会社マリンルームオオタ
和歌山県和歌山市太田485番地
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成23年12月12日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
日高振興局	平成23年12月12日
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃
西牟婁振興局	〃
紀南県税事務所	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃

和歌山県白浜警察署

”

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護返還金の未収金については、平成22年度末で約406万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約67万円となっており、前年度末に比し約10万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 委託業務において、実績報告書を受理して委託費を支払った後、余剰金が判明し戻入している事例があったので、業務完了確認時における検査を適切に実施されたい。

イ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約850万円となっており、前年度に比し約67万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾・海岸占用料の収入未済額は、平成22年度末で約119万円となっており、前年度に比し約35万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、資産調査等の結果に基づき、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

集中調達物品の検査日及び支出起票日を納品日以前に行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立紀央館高等学校

代表者印及び代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

オ 西牟婁振興局地域振興部

支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

カ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護返還金の未収金については、平成22年度末で約246万円となっており、前年度末に比し約78万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約556万円となっており、前年度

末に比し約27万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

キ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約1,738万円の未収となっており、前年度末に比べ約465万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 行政財産の継続使用許可に係る使用料の収入調定を7月に行った事例があったので、適正に処理されたい。

ク 紀南県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は91.5%と前年度に比し0.1ポイント増加しており、平成22年度末の収入未済額も約5億8,972万円と、約954万円減少している。

しかし、個人県民税については、収入率は89.1%と前年度より0.1ポイント減少しており、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約83.3%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

ケ 紀南児童相談所

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、不納欠損処分等により平成22年度末で約236万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。

今後も、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 旅行命令簿の未作成、ETCカード使用承認・使用管理簿及び自動車等使用台帳の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。

コ 田辺産業技術専門学院

(ア) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例並びに125/100及び150/100で支給すべき手当を25/100で支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、当該使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく建物であり、また、使用料は、建物として徴しているが、消費税等が加算されていないので、適正に処理されたい。

サ 南紀白浜空港管理事務所

公用車の廃車に伴う自動車損害賠償責任保険の解約の手続について、永久抹消登録後、約2か月経ってから解約を行っていたが、解約の要件を満たすこととなった場合は、速やかに処理されたい。

シ 和歌山県立田辺高等学校・中学校

(ア) エアコン清掃業務の委託について、業務種目「冷暖房設備等保守」、地域要件「西牟婁振興局管内」として簡易公開調達を実施したが、不調となり、その後「冷暖房設備等保守」以外の業者から見積書を徴して随意契約を実施している。このような場合は、地域要件を拡大し、再度、簡易公開調達を実施するなど、適正に処理されたい。

(イ) 校内及び寄宿舎敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされておらず、使用料が徴収されていないものがある。

また、共架ケーブルの使用料は徴収されているが、別の者に許可されている支柱及び支線に係る使用料が誤って算入されているものがあるので、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立神島高等学校

(ア) 集中調達外の物品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印、個人印を押印していなかったのに、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 楽器の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(ウ) カヌー艇乗降浮棧橋について、学校長から県知事へ港湾区域の占用及び港湾施設の使用に係る許可申請を行い許可されているが、当該浮棧橋は県の所有財産でなく、誤った処理をしているので、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立南紀高等学校

学校医の報酬を、本人でなく医療法人に支払っていたので、適切に処理されたい。

ソ 和歌山県立熊野高等学校

(ア) 複写機の単価契約において、予定価格を設定せず、見積合わせによる随意契約を行っているが、一般競争入札又は簡易公開調達の制度を活用し、適正に処理されたい。

(イ) 看護師の実習生受入を病院に委託し、前金払で支出を行っているが、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第65条に基づく前金払確認票が作成されていなかったのに、適正に処理されたい。

(ウ) トラクタタイヤ交換を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(エ) 物品調達伺の決裁を得ずに、調達していた事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 和歌山県財務規則第93条第1項第3号に基づき契約保証金を免除していたが、この基準を満たしていないので、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立南紀支援学校

(ア) 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合わせによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。

(イ) 消防用設備等の保守点検に係る委託料について、実績報告書の提出を受けていないにもかかわらず履行確認を行い、委託料を支出していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 電柱の行政財産使用許可について、当該電柱には電線の他に通信ケーブル等が共架されているので、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立はまゆう支援学校

(ア) 楽器の修繕を一人の見積書により随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(イ) 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合わせによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。

(ウ) 児童生徒等送迎業務委託契約において、契約書に定める実績報告書が提出されていなかったのに、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県田辺警察署

(ア) 代表者印はあるが、代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 宿舎のガラスの破損に伴う5万円以上の緊急修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(3) 検討事項

ア 日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成22年度末現在で未処理となっているものが14箇所（王子川1地区13箇所、印南川1箇所）ある。不法占用には厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、廃川敷地は不整形地であることなど売却が難しいものが多いため、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討し、引き続き適正な管理に努められたい。

イ 西牟婁振興局建設部

廃道敷地の処理について、平成22年度末現在で未処理となっているものが1件あるので、引き続き適正な管理に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

諸 報

公 告

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第36号）附則第2項の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月13日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで